

休学 / 休学延長 / 復学 / 退学 する外国人学生の方々へ

本研究科では、不法滞在を防止するため及び外国人留学生数把握のため、以下の場合に外国人学生の在留資格を確認しています。

- ・ 当初付与された在留期限が満了する場合
- ・ 在留資格を変更した場合
- ・ 休学 / 休学延長 / 復学 / 退学 する場合
- ・ 除籍になる場合

上記確認のため、休学申請書 / 休学期間延長申請書 / 復学届 / 退学申請書 を提出する際に、下記書類を併せてご提出くださるようお願いします。

- ① パスポートのコピー（氏名等記載のページ・在留資格及び在留期限記載のページ）
- ② 在留カードのコピー（表面・裏面とも）

※まだ在留カードへ切り替えていない場合は、外国人登録証明書のコピー

（表面・裏面とも）

※在留資格が「留学」の外国人学生については、休学する場合、速やかに帰国しなくてはなりません。帰国しない場合は強制送還の対象となります。

また、休学期間中においては、資格外活動許可を取得している場合であってもアルバイトはできませんのでご注意ください。

※休学中に在留期限が切れる場合は、原則として在留資格の取り直しが必要となります。在留資格の取り直しには必要書類の準備等で数ヶ月かかるので、休学時（または休学延長時）に学務係に申し出てください。

なお、在留期限の満了日後すぐに復学する場合（3月中に在留期限が切れるが、4月に復学するような場合）は、休学中であっても在留期限更新が可能な場合があります。事前に学務係に相談してください。